

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

---

◎議案第 48 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第 4、議案第 48 号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 48 号は、松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（窓口税務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○5 番（藤井 要君） これは、いま交付手数料とか再発行の手数料とか、700 円とか 200 円とか、そういうのが決められていたけれども、これは役場の本当の実際の手数料プラスというんじゃないくて、もう原材料みたいな・・・、それが 500 円とか・・・、かかるということですか。

先ほど、最後の内容であれですけれども、じゃあ、印鑑証明なんていうのは、普通でしたら、もう普通の人は 1000 円と・・・。

（窓口税務課長「そういう意味では・・・」と呼ぶ）

○5 番（藤井 要君） もう一回それを、説明をお願いします。

○窓口税務課長（山本稲一君） 印鑑証明というお話が出ましたけれども、その電子証明書、カードを持ちますと、電子証明書というものがカードに付いてきます。今までは、住民基本台帳カードのときは、公的個人認証というふうに言っておりましたけれども、それが電子申請をする際の実印に相当する部分になりますけれども、それが IC カードに記憶されておりまして、今回その個人番号カードを取得されますと、その電子申請上の印鑑証明に相当する

部分になりますけれども、それがＩＣチップに記憶されていて、その費用が再交付の発行をするときに200円かかるということになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○２番（渡辺文彦君） ちょっと確認したいんですけども、印鑑証明というのは将来的には使い分けをされるということですか。

○窓口税務課長（山本稲一君） 印鑑証明と私は言いましたけれども、例えの話でして、印鑑証明というのは窓口で発行しているのが印鑑証明で、いま電子申請というのがよく使われておりますけれども、このカードを使って、例えばイー・タックスを利用して確定申告をしようとする場合に、ただカードを持っていたとしても電子証明というのがないと、インターネット上での申請のやり取りができないんですけれども、この電子証明というのは、インターネットでやり取りする上での印鑑証明的なものになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正するについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---